

設 計		精 算	
--------	--	--------	--

工 事 設 計 書

行橋市行事八丁目

工 事 名 道路舗装工事（行事宮前）

（設 計 額）

（消 費 税 額）

（合 計）

工 事 費

+

=

第 号	工 事 の 大 要	舗装工 A=2260㎡
	起 工 理 由	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
舗装工事02	1	式				
撤去工	1	式			明 1 号	
舗装工	1	式			明 2 号	
交通誘導警備員B		人				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				

道路舗装工事（行事宮前）

【 第 1 号 明細書 】						
撤去工						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	单 位	单 価	金 額	明細単価番号	摘 要
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	15	m			P 1 号	
汚泥吸排車運搬 運搬距離22.6km	1	m3			施 1 号	
汚泥処分費 中間処理 比重1.1t/m3	1	m3				
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下	2,260	m2			P 2 号	
殻運搬 舗装版破碎 機械(騒音対策不要、厚15cm以下)	90	m3			P 3 号	
産業廃棄物中間処理料アスファルト(掘削) (積算単価)京築県土管内(旧行橋土木)	90	m3				
計						

特記仕様書

工事に伴う補償について

工事の施工に伴って、第三者に及ぼした被害（以下「被害」という。）については、工事請負契約約款 28 条及び共通仕様書等によるところであるが、補償業務の公正かつ適正な処理のため、特に下記事項に留意されたい。

上記被害とは、工事施工中はもちろんのこと、工事完了後においても発生したものをいう。

1 被害の防止

請負者は、工事を施行するにあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため最善の努力を払い、適切な処理を講じなければならない。

2 補償責任

第三者に及ぼした被害のうち、次の場合は、請負者が補償しなければならない。

- (1) 請負者が、契約約款、設計図書、または市の指示事項に従わなかったことが原因となった場合。
- (2) 工事の施工につき、請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことが原因となった場合。
- (3) 請負者自らの責任で採用した工法が原因となった場合。
- (4) 不可避的に発生した被害の場合で軽微（請負金額の 100 分の 1 以内）なもの。
- (5) 不可避的に発生した被害の場合で現場管理費の中の補償費相当額（請負金額の 100 分の 1）に当るもの。

請負者は上記の補償を行った場合、補償の内容等を確認できる資料（写真、図面、領収書等）を作成し、監督員より指示があった場合はすみやかに提出しなければならない。

3 被害の申出、確認

- (1) 請負者は、第三者から被害の申出を受けた場合、申出者を確認するとともに直ちに監督員に報告しなければならない。
- (2) 請負者は、監督員の指示に従い、申出者立会のもと、被害状況の確認を行わなければならない。

4 応急措置

- (1) 請負者は、被害状況の確認の結果、被害の程度が、日常生活に著しく支障をきたすと判断されるときは、速やかに日常生活を継続しうるに足りる応急措置を講じなければならない。
- (2) 応急措置を行うか否かの判断、及び応急措置の内容については、監督員と協議しなければならない。

また、応急措置を講じたときは、速やかに監督員に報告すること。

(3) 応急措置に必要な費用は、原則として請負者の負担とする。

5 補償交渉等

請負者は、補償交渉等に当っては、補償完了まで誠意をもって被害者に接し、その処理、解決に当らなければならない。

工事の着手時期について

当舗装工事は、先発工事である管渠築造工事完了後に現場施工に着手すること。なお、管渠築造工事の完了予定時期は、令和5年1月下旬頃である。現場施工着手時期については、契約後、監督員と協議し、管渠築造工事完了後に速やかに着手できるように準備すること。